自社株低額譲渡事件（タキゲン事件）に見る所得税法上の時価

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所（差戻控訴審）
【裁判年月日】 令和 3 年 5 月 20 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（行コ）第 95 号
【事　件　名】 所得税更正処分取消等請求控訴事件（タキゲン事件）
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 所得税法 59 条 1 項 2 号、所得税法施行令 169 条、所得税基本通達 59-6（1）、財産評価基本通達 178・179・188・188-2
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25591780

税理士・公認会計士 **長谷川敏也**

事実の概要

本件は、取引相場のない株式を譲渡する場合の所得税法上の「適正価格」が争われた事案である。

A 株式会社[1] の代表取締役であった被相続人甲は、生前に自身の有していた自社株式のうち、72 万 5,000 株を 1 株当たり 75 円の配当還元価額で、関係会社たる B 有限会社[2] に譲渡した。この譲渡により、甲の持株比率は、個人ベースでは、15.88％から 8％になり、親族ベースでは、22.79％から 14.91％となり、いわゆる原則的評価から外れることとなった。

その後、甲が亡くなり、その所得税の納税義務を相続人たちが承継した。

この株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額については譲渡対価と同じ配当還元方式である 75 円で準確定申告を行った（譲渡収入金額＝@ 75 円×725,000 株＝ 54,375,000 円）。

これに対して課税庁は、類似業種比準方式により算定した価額 2,505 円を時価とし、75 円がこれの 2 分の 1 に満たないことから、低額譲渡（所税法 59 ①二）として更正処分を行った（更正処分では 1 株 2,990 円であったが、その後の異議決定により 2,505 円とされた。譲渡収入金額＝@ 2,505 円×725,000 株＝ 1,816,125,000 円）。

本件は、配当還元方式により 5,400 万円で行った譲渡が、類似業種比準方式による 18 億円余の譲渡収入が認定された事案である。

判決の要旨

取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の計算をする上で、当該株式のその譲渡の時における価額を算定するに当たり、財産評価基本通達（以下「評価通達」）188 の（1）～（4）の定めを適用する場合には、各規定中に「株式取得後」とあるのを「株式譲渡前」と、「取得した株式」とあるのを「譲渡した株式」と、それぞれ読み替えをした上で適用する限りにおいて、それらの評価通達は所得税法 59 条 1 項が定める譲渡所得に対する課税の趣旨に合致し、一般的な合理性を有することになる。

読み替え後の本件株式は、評価通達 188 の株式のいずれにも該当しないから、類似業種比準方式により評価すべきこととなり、1 株当たり 2,505 円となる。

甲は、A 社における経営の安定を一定程度保持しつつ、本件株式の譲渡による対価収入を減らしてでも自身の相続人の相続税の負担を軽減するという目的があったと推認でき、対等な立場で交渉を経るなどして決定されたという事情も認められないという本件株式譲渡の実態等に鑑みると、本件株式譲渡における価額（1 株 75 円）は、当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値（時価）とみることはできない。

判例の解説

一　争点

所得税法 59 条 1 項は、同項 2 号の低額譲渡、すなわち、譲渡の時における価額の 2 分の 1 に満たない金額（所税令 169）による法人に対する

資産の譲渡があった場合には、その譲渡した者の譲渡所得等の金額の計算については、その譲渡があった時に、その時における価額に相当する金額により、当該資産の譲渡があったものとみなす旨を定めている。

「その時における価額」は、その資産の譲渡の時における相続税評価額ではなく、いわゆる「適正価格」、通常取引されるであろう正常取引価格をいうものと解されている[3)]。それでは、取引相場のない株式を譲渡する場合の「適正価格」は、売手と買手の立場により大きく異なるといえるが、課税上はどのように判断すべきであろうか。

また、譲渡所得課税の趣旨は、資産の所有者に帰属する増加益を所得とする増加益清算説でよいのか、その趣旨により評価通達の文言を読み替えてよいのか、読み替えるとしても本件株式の「その時における価額」が評価通達でいう類似業種比準方式でよいのか、さらに、時価が売手と買手の立場により異なってもよいのか、が争点となった。

二　本件差戻控訴審に至るまでの経緯

1　東京地判平 29・8・30

東京地裁は、譲渡所得課税の趣旨により評価通達の文言を読み替えるべきと判断して、納税者の訴えを退けた。

譲渡所得課税の趣旨は、値上がり益の清算課税であるので、譲渡側の立場で計算するものと判断し、通達の文言を読み替えることが当然あり得ることを判示したのである。

2　東京高判平 30・7・19

東京高裁は、評価通達の文理解釈を重視し、配当還元方式を肯定し、低額譲渡と認定した更正処分を取り消した。評価通達の「株主が取得した株式」などの文言を「株主が譲渡した株式」などと殊更に読み替えることは許されず、譲渡所得に対する課税においても、評価通達上の少数株主に該当するかどうかは、その文言どおり株式の取得者の取得後の議決権の割合により判定されるというべきであり、所得税基本通達 59-6 はこのことを定めたものとして合理性を有すると判示して、納税者の逆転勝訴となった。

3　最判令 2・3・24

最高裁は、譲渡所得に対する課税は、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである」と述べて、増加益清算説を採用した。

さらに、相続税と所得税は適用場面が違うので、法の趣旨に従って、通達の解釈をするべきとした。ただし、補足意見でも示されているように、通達の読み替えを行うことは、納税者の予測可能性との関係で問題がないわけではない[4)]。

最高裁は、そのうえで「原審は、本件株式の譲受人であるＢ社が評価通達 188 の（3）の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時における価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法 59 条 1 項の解釈適用を誤った違法がある」として、更に審理を尽くさせるため、東京高裁への差戻判決を言い渡した。

なお、最高裁は、時価については、特に判示していない（類似業種比準方式が妥当であるとは判示していない）。課税標準計算における「収入金額」の算定については、慎重に回避しているともいえる。

また、最高裁判決では 2 人の裁判官の補足意見が出され、それを受けて国税庁は令和 2 年 9 月 30 日、所得税基本通達 59-6 を改正した。なお、改正の趣旨説明では、「これまでの取扱いに変更を生じさせるものではないことに留意する」と付記しているが、同時に通達の改正を行い、実務に大きなインパクトを与えることになった[5)]。

三　本件差戻控訴審判決・東京高判令 3・5・20

1　その時における価額の判断

差戻控訴審では、「その時における価額」とは、譲渡の時における資産の客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額（時価）を意味するものと判示し、また、所得税法 59 条 1 項が譲渡時までに既に生じている増加益を課税の対象としていることからすれば、「資産の現況」とは、当該資産の譲渡直前の状況に基づいて判断するとし、そのうえで、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の定めをそのまま用いず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いをし（読み替えをし）、少数株主に該当するか否かについても、株式を譲渡した株主について判断すべきである、

と最高裁判決の判示を引用した。

差戻控訴審は、本件株式譲渡については、甲が自身の相続に係る相続税対策という目的を有しており、本件株式譲渡における価額（1株75円）は、譲渡の時における当該資産の客観的交換価値（時価）とみることはできない、と判断した。

買手であるB社の側からみれば、議決権割合は7.88％にすぎないので、配当還元方式による評価額を譲渡対価とした株式譲渡が不合理な取引であったとはいえないが、譲渡人である甲の側からみれば、議決権割合が15％以上となるような株主に対してこれを譲渡していれば、本件株式譲渡の譲渡対価（1株当たり75円）よりも高額の類似業種比準方式による評価額（1株当たり2,505円）に相当する金額程度の対価を得られる可能性があり、また、甲が株主としての会社支配力の低下等を懸念してそのような譲渡を望まず、あるいはそのような譲渡に応じる者がいないというのであれば譲渡しないこともできたのに、あえてその有する株式のうちの一部のみをB社に対して譲渡して少数株式となる一方、配当還元方式による評価額相当の低額な対価を得るにとどまったことは、経済合理性に乏しいとした。

これに、本件株式譲渡の経緯や、甲が有する資産としての株式の譲渡価額について、財務資料等を踏まえて検討したり、B社と対等な立場で交渉を経るなどして決定したりしたという事情も認められないという本件株式譲渡の実態等に鑑みると、本件株式譲渡における価額（1株当たり75円）は、譲渡の時における当該資産の客観的交換価値（時価）とみることはできないと結論付けた。

そのうえで、所得税法59条の適用に当たって、「本件株式の価額は、1株当たり2,505円と認められ、本件株式の対価である1株当たり75円はその2分の1に満たないから、本件株式譲渡は、同号の低額譲渡に当たる」と判示した。

2　譲渡所得課税の本質

地裁、最高裁、本件差戻控訴審は一貫して増加益清算説（清算課税説）を採用しているが、譲渡所得課税の本質としては、譲渡益所得説との対立がある[6)]。本件のみなし譲渡課税では、納税者の担税力（具体的租税支払能力）への配慮の必要性、課税標準計算における「収入金額」の算定の可能性などを考慮すれば、譲渡益所得説の考慮の余地があったのではないかと思われる。

また、本件は結果的に2,505円と75円の差額（未実現利益）に対してみなし譲渡課税が行われたことになるのだが、未実現の利得に対する課税の可否という問題も積み残しとなっている。

3　通達評価額が時価という問題性

最高裁判決に関しては、「もし2,505円以外の評価はあり得ないのであれば、『本件株式譲渡の時における本件株式の価額等について更に審理を尽くすため』に原審に差し戻すことなどせずに、破棄自判することができたように思える。そうしなかったのは、2,505円以外の評価の可能性を完全に否定しているわけではないからだと解しておきたい」、「類似業種比準方式以外の評価であっても清算課税説に反しない場合はあり得ることになる」という指摘[7)]がなされていた。

差戻控訴審では、納税者が主張する取引価額（＝配当還元価額）である1株当たり75円、通達評価額（＝類似業種比準価額）である1株当たり2,505円の他、控訴人が第三者の評価書に基づく「種々の経済性」を考慮して評価した価額（1株当たり668円）という3つの時価が俎上に上った。この評価書は、DCF法（1株3,841円）及び純資産法（相続税評価であり1株3,716円）、配当還元方式を併用したものであるが、配当還元方式の考慮ウェイトが大きすぎ、疑問が残らざるを得ない。

本判決では、「特別な事情があるとは認められない」として、通達評価額が一般的な合理性を有するとの判断を示し、控訴人の主張は斥けられた。しかるに、「評価通達の定める要件に従って類似業種比準方式により算定した評価額と例外的な評価手法である配当還元方式によって算定された評価額との間に大きな差異が生ずるといっただけでは、評価通達の評価方法によっては株式の客観的交換価値を適正に算定することができない特別な事情があるとはいえないというべきである」とした。

しかし、仮に評価通達に従うとして、所得税基本通達23～35共-9では、（イ）最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額、（ロ）公開途上にある株式（略）、（ハ）その株式の発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるものは当該価額に比準して推定した価額、という認定のプロセスを経て、最後に（ニ）として、（イ）から（ハ）までに該当しないものは「その株式の発行法人の

1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」としているのであって、売買実例等、あくまでも「時価」を優先的に考えるべきである。

なお、本件株式譲渡の約 3 年前に、A 社従業員と持株会との間で、配当還元方式により算定された価額の 1 株 75 円により 2 件の株式売買がされているが、この実例は、本件株式譲渡の約 3 年前のものであって、「最近において売買の行われたもの」には当たらないと一蹴されている。

本判決においては、「適正な時価とは評価的な概念であって、一義的に算出され得るものではなく、その評価には一定の幅があり得る」ことを認めつつも、評価通達に定められた類似業種比準方式 2,505 円が適正な時価であるとした。しかしながら、取引相場のない株式の評価には一定の幅があり得るわけだし、売買事例等を参酌した時価の追求に踏み込んでいない点で問題を残している。

4　時価二元論という問題性

さらに、買手である B 社の法人税法上の時価との不一致（時価二元論）が問題となる。

控訴人らは、課税庁は、本件株式譲渡は B 社にとっての法人税法上の時価による取引であると判断したはずであるところ、譲渡人からみた時価と譲受人からみた時価とが異なることはあり得ず、所得税法（譲渡所得課税）上の時価と法人税法上の時価とが異なるということもあり得ないから、甲に係る所得税法上の時価も、本件株式譲渡の売買価額（1 株当たり 75 円）となるべきであるとも主張した。

差戻審判決はこの点について、「株式の取引において譲渡価額と譲受価額が一致するのが当然であるとしても、株式譲渡に伴って課される譲渡所得税の計算における株式の評価額と、譲受人に課される法人税の計算における取得した株式の評価額が同一にならない場合も想定し得る。譲渡所得税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するものであるから、所得税の計算においてはその趣旨の下に株式の価額を評価する一方、これを譲り受けた法人に対する課税の場面では、当該事業年度に法人に生じた所得の金額（法税法 21、22）を算定するに当たり、当該譲渡を受けた法人側の事情を考慮して株式の価額を評価する関係にあるから、同一の株式の取引であっても、所得税と法人税の各課税において、各税法の趣旨・目的等に照らして評価される価額が異なることはあり得るところである」と結論付けた。譲り受けた法人の株価が 75 円だとすると、結果的に 2,505 円と 75 円の差額 2,430 円の受贈益に対する課税はないということになるが、これでよいのであろうか。

なお、本件は最高裁の上告不受理決定（令和 4 年 1 月 14 日）により終結した。

このままでは、非上場株式の「時価」算出に当たり、「その評価方法によってはその客観的交換価値を適正に算定することができない特別な事情がある場合でない限り」、評価通達を適用すべきということになり、また時価二元論という大きな問題が存在したままでは、実務の混乱を引きずることになりかねない。

●――注

1）A 社は、昭和 25 年 9 月に設立された、金属製品及び消防器材の製造及び販売等を業とする資本金 4 億 6,000 万円の株式会社であり、平成 19 年 1 月期の売上金額は約 236 億円、従業員数は 449 人である。

2）B 社は、平成 16 年 2 月に設立された資本金 300 万円の会社であり、株主は、全て A 社の役員又は従業員である。

3）武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』（第一法規、加除版）4296 頁。

4）奥谷健「取引相場のない株式が譲渡された場合のみなし譲渡に係る当該株式の評価方法」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-131672158（Web 版 2022 年 4 月 1 日掲載）4 頁。

5）大きく 2 点あり、①小会社方式での斟酌率割合（類似業種比準価額の計算上、乗じる斟酌割合については、評価会社が大会社の場合は 0.7、中会社の場合は 0.6、小会社の場合は 0.5）、②子会社株式の評価における取扱い（評価会社の株式を純資産価額方式で評価する場合において、当該評価会社が子会社等の株式を有しており、当該発行会社が当該子会社等の「中心的な同族株主」に該当するときには、当該子会社等も「小会社」に該当するものとして評価する）、を改めた。この結果、評価額は上昇し、実務的な作業量が膨大なものになることに留意する必要がある。

6）田中治「キャピタルゲイン課税」『田中治税法著作集第 3 巻』（清文社、2021 年）235 頁（初出 1993 年）。

7）渡辺徹也「取引相場のない株式の評価――財産評価基本通達に基づく評価法および清算課税説の再検討―最高裁令和 2 年 3 月 24 日判決［タキゲン事件］を中心に―」税事例 180 号（2021 年）24 頁。